

5

雇用対策

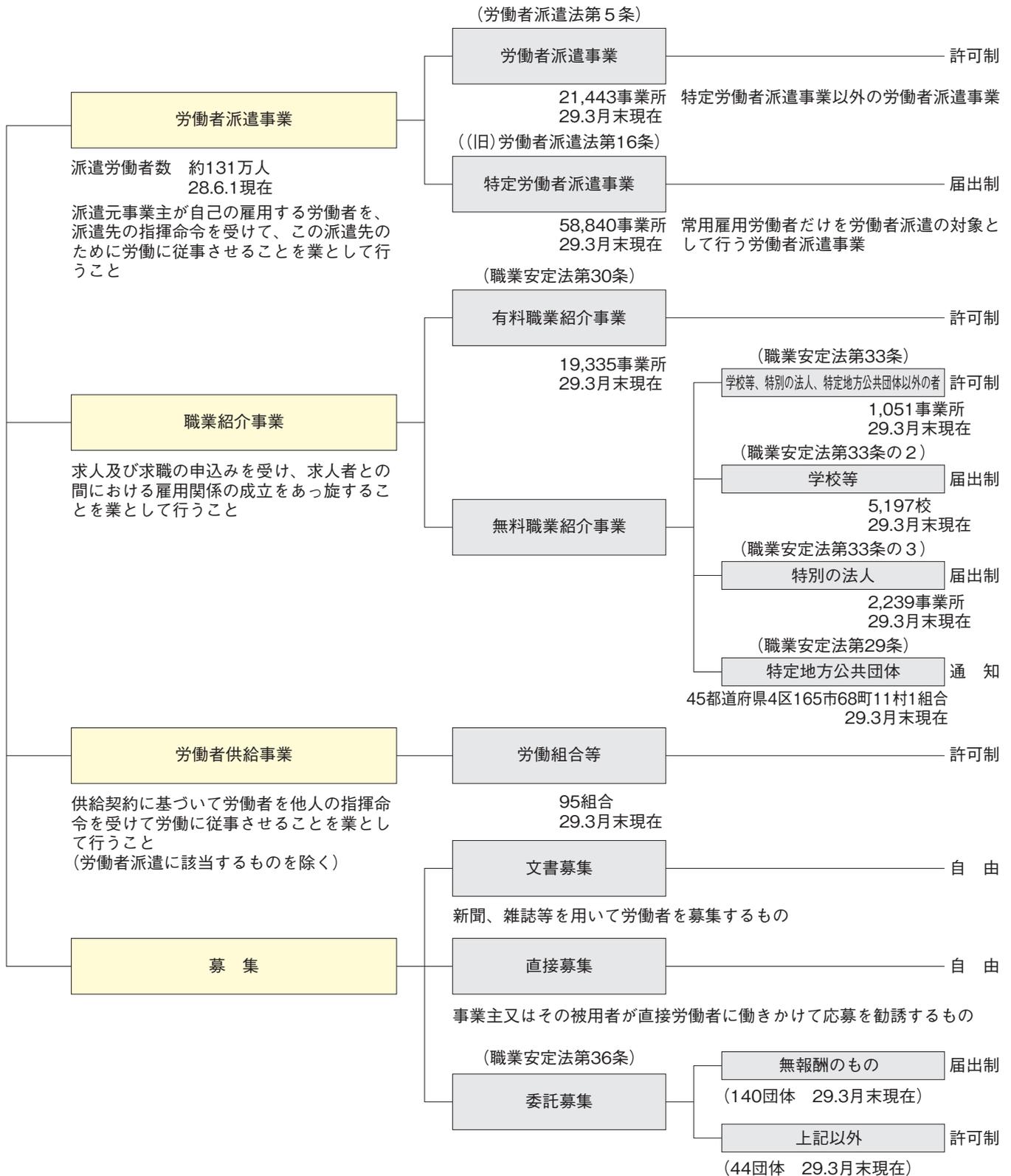
5

雇用対策

民間等の労働力需給調整事業

概要

労働力需給調整システムの体系



※平成27年労働者派遣法改正により、全ての労働者派遣事業が許可制に一本化された（平成30年まで経過措置あり）。

若年者雇用対策

概要

平成29年度における主な若年者対策関連

1 若者雇用促進法に基づく取組の着実な実施

- 若者雇用促進法（「青少年の雇用の促進等に関する法律」（昭和45年法律第98号））に基づき、①新卒者の募集を行う企業による職場情報の提供の仕組み、②ハローワークにおける一定の労働関係法令違反に係る求人者の求人不受理、③若者の雇用管理が優良な中小企業についての認定制度（ユースエール認定制度）等を実施する。

2 新卒者、既卒者等の就職支援

- 全都道府県にワンストップで新卒予定者を支援する「新卒応援ハローワーク」を設置し、学校等との連携の下、「ジョブサポーター」によるきめ細かな支援を実施している。
- 新卒応援ハローワーク等において、既卒3年以内の者を新卒扱いとすることの促進や、3年以内の既卒者・中退者等を対象とした助成金制度の実施等により、卒業後も「就職をあきらめさせない」継続的な支援、就職後の職場定着支援等を強化する。
- ユースエール認定制度や若者応援宣言事業等の実施により、若者の雇用管理が優良な中小企業と若者のマッチングを強化し、若者の適職選択と企業が求める人材の円滑な採用を支援する。

3 フリーター等の正社員化の推進

- わかものハローワーク等におけるフリーター等の支援
 - 通常の職業相談・職業紹介、求人開拓等に加え、担当者制によるきめ細かな個別支援、模擬面接、履歴書・職務経歴書の作成指導、継続的な求人情報の提供、来所が途絶えた際の来所勧奨等を実施
 - いわゆる就職氷河期に就職時期を迎え、現在、不本意ながら非正規雇用で働いている方に対して、短期・集中セミナーの実施、正社員として雇い入れた事業主に對する助成措置等、正社員就職のための支援を実施
- ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施
- トライアル雇用助成金の活用による就職支援
 - ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、企業における3ヶ月の試行雇用を行う「トライアル雇用」（1人当たり月額最大4万円、最長3ヶ月）の活用により、常用雇用への移行を促進する。

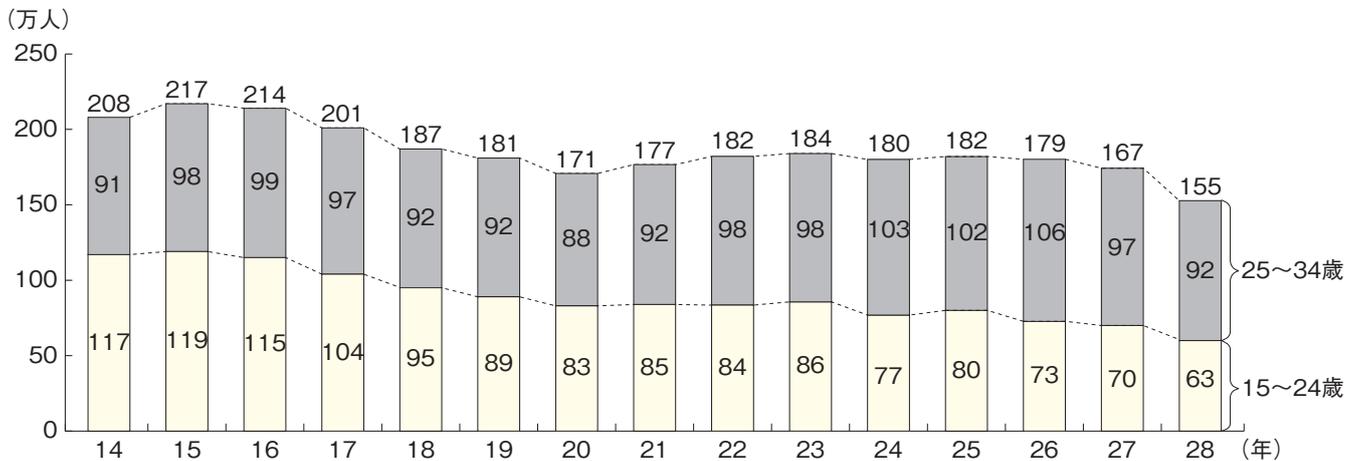
4 若年無業者等の職業的自立支援の推進

- 「地域若者サポートステーション」を全国に設置し地方自治体と協働し、若年無業者等の職業的自立に向けての専門的相談を行う。

◎=新規、拡充施策 ○=継続施策

詳細データ

フリーター数の推移



資料：総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」

（注）フリーターの定義は、15～34歳で、男性は卒業生、女性は卒業生で未婚の者のうち、以下の者の合計。

- ①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者
- ②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
- ③非労働力人口で、家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者

高年齢者雇用就業対策

概 要

平成29年度高年齢者雇用就業対策の体系

①高年齢者雇用確保措置の実施義務（65歳までの雇用機会の確保）

- 高年齢者雇用安定法に基づき、希望者全員の65歳までの雇用確保措置についてハローワーク等で啓発指導等を実施。

②高年齢者（65歳以上の者を含む。）の再就職支援の充実・強化

- 高年齢者が年齢にかかわらず安心して再就職支援を受けることができるよう、全国の主要なハローワークで職業生活の再設計に関する支援や就労支援チームによる就労支援を行うとともに、就職に結びつく技能講習を実施するなど、再就職支援を充実・強化する。
 - ・ 高年齢者就労総合支援事業の実施【拡充】
（全国の主要なハローワークに特に65歳以上の求職者支援に取り組む生涯現役支援窓口を設置し、職業生活の再設計に向けた支援や就労支援チームによる就労支援等を実施）
 - ・ 高齢者スキルアップ・就職促進事業の実施
（事業主団体や公共職業安定機関等と連携して、技能講習、職場見学、職場体験、就職面接会等を一体的に実施）
 - ・ 特定求職者雇用開発助成金の支給
（高年齢者等の雇入れを行う事業主に対する助成を実施）
 - ・ 65歳以上の高年齢者への雇用保険の適用拡大
（高年齢者の雇用を一層推進するため、従来は雇用保険の対象外であった65歳以降に新たに雇用される方を雇用保険の適用対象とする）（平成29年1月施行）

③「生涯現役社会」の実現に向けた高年齢者の就労促進（65歳以降の就労機会の確保に向けた取組）

【企業支援】年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現に向けた高年齢者の就労促進

- 年齢にかかわらず働くことができる企業の普及に向けた支援を充実し、生涯現役社会の実現に向けた社会的な機運の醸成を図る。
 - ・ 65歳超雇用推進助成金の支給【新規】
（65歳以降の定年延長や継続雇用制度の導入、高年齢者の雇用環境の整備や高年齢の有期契約労働者の無期雇用への転換を行う事業主を支援するための助成を実施）
 - ・ 年齢にかかわらず働ける職場づくりの実現のための事業主に対する相談、援助
（高齢・障害・求職者雇用支援機構の高年齢者雇用アドバイザーが生涯現役社会の実現に向けた事業主支援を重点的に実施）
 - ・ 生涯現役起業支援助成金の支給
（中高年齢者が起業する際に必要となる募集・採用や教育訓練の経費の一部を助成する制度を実施）
 - ・ 高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業の実施
（高年齢退職予定者のキャリア等の情報を登録し、その能力の活用を希望する事業者に対してこれを紹介する）

【地域高年齢者支援】高年齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大

- 高年齢者が社会の支え手として活躍する生涯現役社会の実現に向けて、シルバー人材センターの活用等により、高年齢者の多様な就業ニーズに応じた就業機会を確保する。
 - ・ シルバー人材センターの機能強化【拡充】
（改正高年齢者雇用安定法に基づきシルバー人材センターの就業時間の要件を緩和できる仕組みの活用や、育児・介護等の現役世代を支える分野において就業機会を提供する取組等を強化する）
 - ・ 生涯現役促進地域連携事業の拡充【拡充】
（地方公共団体を中心に構成される協議会からの提案に基づき、地域の高齢者の就業促進に結びつく事業を実施）

5

雇用対策

障害者雇用対策

概要

平成29年度障害者に対する就労支援の推進 ～障害者雇用関係施策の概要～

I 多様な障害特性に応じた就労支援の推進

1 ハローワークにおける支援の充実・強化

(1) ハローワークのマッチング機能の強化

ハローワークが中心となり、地域の関係支援機関等と連携して、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」の実施体制を強化する。

また、就職準備性を高めることが必要な障害者を対象とした、就職活動や一般雇用に向けた心構え・必要なノウハウ等に関する情報提供等を行う「就職ガイダンス」や、管理選考・就職面接会を積極的に実施する。

(2) 福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業の実施

福祉施設、特別支援学校、医療機関等の地域の関係機関や事業主団体・企業と連携しつつ、職場実習を総合的かつ効果的に実施する。特に、中小企業における職場実習の推進を図る。

また、就労支援セミナー、事業所見学会等を企画・実施することに加えて、ハローワークが中心となり新たに企業と福祉分野の連携促進事業を実施することにより、福祉、教育、医療から雇用への移行を推進する。

2 精神障害者等に対する雇用支援の拡充

(1) 精神障害者等に対する総合的な雇用支援の拡充

障害者の安定した雇用を実現するための職場定着支援の強化の観点から、以下のとおり、精神障害者・発達障害者・若年性認知症患者等に対する総合的な雇用支援を実施する。

① ハローワークにおいて、精神保健福祉士等の資格を有する「精神障害者雇用トータルサポーター」を配置し、精神障害者に対するカウンセリング、事業主に対する精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助等の支援を行うとともに、その体制を強化する。

② 精神障害者の就労支援に前向きな医療機関の開拓、医療機関に対する就労支援に関する相談援助、ノウハウの収集、精神障害者の就労支援ノウハウを効果的に普及するためのセミナーの実施を、精神科医療機関等に委託して実施する。

③ 地域の精神科医療機関とハローワークの連携による、就労支援モデル事業の実施箇所を更に拡充するとともに、地域の他の医療機関に対してもモデル事業の取組状況について普及・啓発を図り、地域における医療機関との連携を推進する。

(2) 障害者トライアル雇用事業の実施

事業主がハローワーク等の紹介により障害者を試用雇用（3か月の有期雇用。精神障害者については最大12か月。）し、試用雇用終了後に常用雇用への移行を促進する「障害者トライアル雇用事業」について、一層の周知広報に努め、精神障害者等の更なる就職促進を図る。

3 発達障害者・難病患者に対する就労支援

(1) 発達障害者の総合的な雇用支援の実施

新規求職件数及び就職件数ともに著しく増加している発達障害者について、以下のとおり、総合的な雇用支援を実施する。

① ハローワークにおいて、就職支援ナビゲーター（発達障害者等支援分）を配置して発達障害等の要因によりコミュニケーション能力に課題を抱えている人に対して特性に配慮した支援を実施する。

② ハローワークにおいて、発達障害等の要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えながら求職活動を行う人に対して、小集団方式によるセミナーやグループワーク等の支援を通じて、職場において必要となるコミュニケーションスキル等の効果的な習得を目指す事業を実施する

(2) 難病相談支援センターと連携した難病患者への就労支援の強化

ハローワークに「難病患者就職サポーター」を配置し、難病相談支援センター等と連携して、就職を希望する難病患者に対して、その症状の特性を踏まえきめ細かな就労支援を行う。

(3) 発達障害者・難病患者を雇い入れた事業主に対する助成の実施

発達障害者又は難病のある人を雇い入れ、適切な雇用管理等を行った事業主に対する助成を実施する。

4 障害者の多様な働き方と職域の拡大

(1) ICTを活用した障害者の在宅雇用推進のための支援事業等の実施

ICTを活用した障害者の在宅雇用の導入モデルを構築するため、障害者雇用と企業メリットの両立を提示する導入支援などのコンサルティング事業と、テレワーク（在宅勤務）の導入を希望する企業が自らそのノウハウを蓄積するための支援事業を拡充する。また、在宅就業障害者への支援も行う。

(2) 農業分野における障害者雇用推進モデル事業の実施

農業分野における障害者雇用の職域を拡大するため、障害者雇用に積極的に取り組む農業事業者等や障害者を活用して農業分野へ参入する企業等に対して、労働局が中心となって、先進的取組を実施する企業等の協力を得つつ、農業や障害者雇用に係る知識・ノウハウを提供するための支援プログラムを実施する。また、農業分野への就職に関心のある障害者に対して、先進的取組を実施する企業等への職場体験会等を新たに実施し、マッチングの促進を図る。

Ⅱ 障害者及び企業への職場定着支援の強化

1 障害者就業・生活支援センターの機能強化

就業面と生活面の支援を一体的に実施する「障害者就業・生活支援センター」において、精神障害者等の支援を行う担当者の配置及び企業OB等による企業支援担当者のモデル配置のほか、精神科医等の委嘱による障害者就業支援アドバイザーの活用の一層の推進など、精神障害者等の就労・定着や企業における適切な雇用管理に向けた支援の強化を図る。

2 障害者の職場適応・定着等に取り組む事業主への支援

職場支援員を配置する事業主への助成に加え、柔軟な休暇取得・時間管理や社内理解の促進などの措置を講じる事業主への助成を新たに実施するとともに、中途障害等による休職から復帰するための措置についても一体的に実施できるようにし、雇用する障害者の職場定着支援を行う事業主に対する支援を強化する。

また、職場適応援助者（ジョブコーチ）による職場適応援助を実施する事業主や、職場適応援助者の養成を行う事業主への助成を実施する。

3 精神・発達障害者を支援する環境づくりに向けた支援

広く一般労働者を対象とし、職場において精神・発達障害者を支援する応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）を養成し、職場における精神・発達障害者を支援する環境づくりに取り組む。

Ⅲ 障害者差別の禁止及び合理的配慮の提供に係る事業主支援と相談支援の実施

1 障害者の職場適応・定着等に取り組む事業主への支援（再掲）

2 精神・発達障害者を支援する環境づくりに向けた支援（再掲）

3 障害者差別の禁止及び合理的配慮の提供に係る相談支援など

障害者雇用に関する専門相談窓口を設置し、障害者差別の禁止及び合理的配慮の提供について、個々の企業の実情に応じた対応への相談支援を行うとともに、障害者雇用に関する課題を持つ事業主に対する講習会等を開催する。また、障害者を多数雇用し、障害特性に配慮した雇用管理や雇用形態の見直し等の措置を実施している企業を認証する事業を創設する。

外国人雇用対策

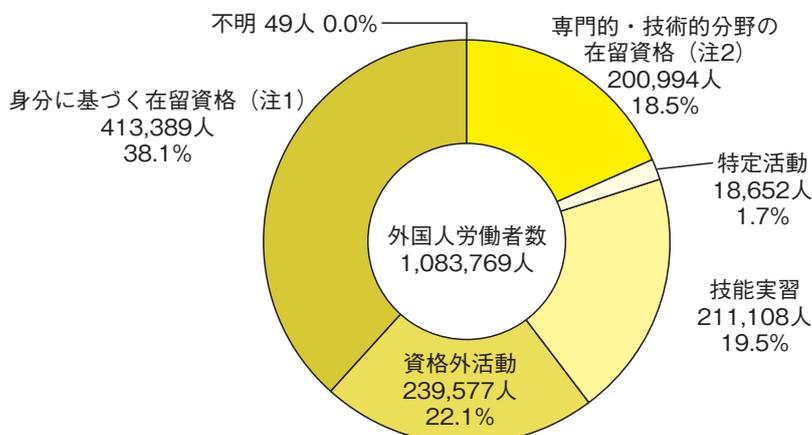
概要

外国人雇用対策の基本的な考え方



詳細データ

在留資格別外国人労働者の割合



資料出所：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」（平成28年10月末）

（注1）「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

（注2）「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」が該当する。

地域雇用対策

概要

平成29年度 地域雇用対策の概要

雇用情勢の厳しい地域等における雇用機会の創出

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）に基づく支援

☆2つの地域類型に該当する地域に対して国が重点的に支援

【都道府県又は市町村が計画を策定】→【計画に国が同意】→【計画に定める地域への支援措置の実施】

雇用開発促進地域（雇用情勢が厳しい地域）への支援

・地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）（33.9億円）

自発雇用創造地域（雇用創造に向けた意欲が高い地域）への支援

・実践型地域雇用創造事業（35.4億円）

その他の雇用開発が必要な地域に対する支援

■産業政策と一体となった雇用政策を実施する都道府県への支援

・地域活性化雇用創造プロジェクト（51.2億円）

地域の雇用失業情勢を踏まえた雇用創出基金等による支援

■東日本大震災により被災した地域への支援

・事業復興型雇用確保事業（制度拡充）

・原子力災害対応雇用支援事業（18.7億円）

※全国向けの緊急雇用創出事業臨時特例交付金による基金事業（平成27年度までの累計額1兆820億円）は、平成27年度末をもって終了。

沖縄対策

- ・地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）（2.4億円）
- ・沖縄早期離職者定着支援事業（0.2億円）

季節労働者対策

- ・通年雇用助成金（59.2億円）
- ・季節労働者通年雇用促進等事業（9.0億円）

福島帰還希望者等対策

- ・福島避難者帰還等就職支援事業（4.0億円）

U・Iターン対策

- ・地方就職希望者活性化事業（5.6億円）

雇用保険制度

概要

雇用保険制度の概要

- 雇用保険は政府が管掌する強制保険制度である（労働者を雇用する事業は、原則として強制適用）。
[適用事業所：216万所、被保険者：4,155万人、受給者実人員：42万人（平成28年度平均）]
- 雇用保険は、
 - 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定と就職の促進のために失業等給付を支給するとともに、
 - 失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための二事業を行う、雇用にに関する総合的機能を有する制度である。

雇用保険制度の概要



詳細データ① 失業等給付関係収支状況

(単位：億円)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度 予算	29年度 予算
収 入	17,628	18,006	18,083	18,197	15,310	11,007
うち保険料収入	15,570	16,057	16,551	16,771	13,750	10,710
うち失業等給付に係る 国庫負担金	1,531	1,410	1,252	1,261	1,454	246
うち就職支援法事業に係る 国庫負担金	5	247	63	53	62	9
支 出	17,460	16,642	16,118	16,523	19,368	19,184
(うち 失業等給付費)	15,771	14,971	14,608	15,030	17,211	17,160
(うち 就職支援法事業)	551	467	350	279	300	242
差 引 剰 余	168	1,364	1,965	1,674	▲4,058	▲8,177
積 立 金 残 高	59,257	60,621	62,586	64,260	60,202	52,025

⑤

雇用
対策

- (注) 1. 28年度及び29年度の「支出」には、予備費(28'予算：610億円、29'予算案：540億円)が計上されている。
 2. 積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。
 3. 数値は、それぞれ四捨五入している。

詳細データ② 雇用保険二事業(三事業)関係収支状況

(単位：億円)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度 予算	29年度 予算
収 入	5,894	5,986	5,996	6,149	5,330	5,674
支 出	5,030	4,181	3,711	3,894	4,754	5,252
差 引 剰 余	863	1,805	2,284	2,255	576	422
安 定 資 金 残 高	4,240	6,045	8,329	10,584	11,160	11,535

- (注) 1. 安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において雇用安定資金として組み入れるべき額が含まれている。
 2. 数値は、それぞれ四捨五入している。

雇用対策

概要

近年の雇用対策の概要

1 緊急雇用開発プログラム（10年4月、予算495億円）
⇒雇用安定、人材育成 ・雇用調整助成金 ・特定求職者雇用開発助成金） 拡充等 (cf総合経済対策、予算規模約16兆円)
2 雇用活性化総合プラン（10年11月、予算1兆円規模〔15か月〕）
⇒雇用の安定に加え、雇用の創出、労働移動支援 【100万人規模の雇用の創出・安定を目指す】 ・中小企業雇用創出人材確保助成金 ・緊急雇用創出特別奨励金 ・中高年労働移動支援特別助成金） 創設 (cf緊急経済対策、予算規模1兆円超)
3 緊急雇用対策（11年6月、予算3,299億円）
⇒中高年の非自発的失業者に焦点を当て、雇用機会の創出を最大の柱とした緊急の対策 【70万人を上回る規模の雇用・就業機会の増大】 ・新規・成長分野雇用創出特別奨励金の創設 ・人材移動特別助成金の創設（中高年労働移動支援特別助成金を抜本的に拡充） ・緊急地域雇用特別交付金の創設
4 経済新生対策における雇用対策（11年11月、予算1兆円規模〔15か月〕）
⇒中小企業の創業支援等による雇用の創出・安定、大規模なリストラの実施により影響を受ける地域における雇用創出対策 ・中小企業地域雇用創出特別奨励金 ・特定地域・下請企業雇用創出奨励金） 創設 (cf経済新生対策、予算規模1兆円超)
5 ミスマッチ解消を重点とする緊急雇用対策（12年5月）
⇒成長産業に必要な人材の早期育成、就職促進 【35万人程度の雇用・就業機会の増大の現実化】 ・情報通信技術や介護関連分野の職業訓練 ・新規・成長分野雇用創出特別奨励金 ・学卒未就職者の採用後の能力開発の支援の創設等） 拡充
6 日本新生のための新発展政策における雇用対策（12年10月）
⇒IT革命の飛躍的推進等4分野に重点を置いた新発展政策 ・IT化に対応した総合的な職業能力開発施策の推進 ・試行就業を通じた中高年齢者の就業機会の開発や高齢者のミスマッチ解消のための職場のバリアフリー化推進事業の創設 (cf日本新生のための新発展政策、予算規模1兆円程度)
7 緊急経済対策における雇用対策（13年4月）
⇒雇用の創出とセーフティネット ・緊急雇用創出特別奨励金、新規・成長分野雇用創出特別奨励金の拡充措置等の延長 ・中高年ホワイトカラー職者向け訓練コースの充実やIT関連の能力開発・人材育成の推進 ・改正雇用保険法の円滑な施行 ・しごと情報ネットの実施 ・雇用対策法等の改正法案の第151回通常国会での成立
8 総合雇用対策（13年9月、予算8,771億円）
⇒雇用の安定確保と新産業創出 雇用の受け皿整備 雇用のミスマッチの解消 ・「しごと情報ネット」の拡充や「ハローワークインターネットサービス」の提供求人全国に拡大するなど求人情報の積極的提供、ハローワークの開所時間延長 ・キャリア・コンサルタントの養成等による能力・年齢のミスマッチの解消 ・民間教育訓練機関等の民間活力を活かした多様な能力開発機会の確保・創出 セーフティネット整備 ・緊急地域雇用創出特別交付金の創設 ・訓練延長給付制度の拡充 ・自営廃業者等に対する生活資金貸付制度の創設
9 改革加速のための総合対応策における雇用対策（14年10月）
⇒雇用のセーフティネットの拡充 不良債権処理の加速への対応 ・不良債権処理就業支援特別奨励金の創設 新たな雇用の創出 ・地域中高年雇用受皿事業特別奨励金の創設 民間による労働力供給調整の活性化・多様な就業形態への対応 雇用保険制度の見直し 離職者に対する対応 「産業再生・雇用対策戦略本部」の設置
10 改革加速プログラムにおける雇用対策（14年12月、予算5,130億円）
⇒経済・社会構造の変革に備えた雇用のセーフティネットの構築 雇用再生集中支援事業の創設 ・不良債権処理就業支援特別奨励金の抜本的拡充 早期再就職者支援基金事業の創設 市場のニーズに沿ったキャリア形成の支援やマッチング機能の強化 ・早期再就職専任支援員による就職支援の実施 ・雇用関係情報の積極的提供 新たな雇用の創出及び雇用の安定確保 ・地域雇用受皿事業特別奨励金の創設 ・受給資格者創業支援助成金の創設 ・緊急地域雇用創出特別交付金事業の拡充・効果的活用 ・緊急対応型ワーキングアレンジの実施に対する助成措置の拡充 雇用環境が特に厳しい層のための就職支援の強化 離職者に対するきめ細かい対応

11 成長力強化への早期実施策における雇用対策（平成20年4月）

⇒新雇用戦略 「全員参加の社会」の実現を目指して－

若者の自立の実現

・「フリーター等正規雇用化プラン」

・ニード等の自立支援の充実

・ジョブ・カード制度の整備・充実

女性の就業希望の実現（3年間で最大20万人の就業増（25～44歳女性）

・「新得意見差ゼロ作戦」を展開

・仕事と家庭の両立支援

・再就職・企業・継続就業支援の充実

いくつになっても働ける社会の実現（3年間で100万人の就業増（60～64歳）

・希望すれば働き続けられる高齢者雇用の促進

・「団塊世代フロンティアプロジェクト」の推進

・多様な形態の就業による高齢者の生きがい対策の推進

「福祉から雇用へ」推進5か年計画

安定した雇用・生活の実現、安心・納得して働くことのできる環境整備

12 安心実現のための緊急総合対策における雇用対策（平成20年8月）

平成20年度第1次補正予算99.4億円

⇒非正規雇用対策等の推進

非正規雇用対策等の推進

・訓練期間中の生活保障給付（月10万円）の創設等

・非正規労働者就労支援センター（以下キャリアアップハローワーク）（3か所）の設置

中小企業の雇用維持への支援

・中小企業への雇用維持支援拡充（中小企業緊急雇用安定助成金の創設）

女性・高齢者・障害者の就労支援及び介護サービスの確保

・マザーズハローワーク事業の拡充（マザーズコーナーを10か所増）

・特定求職者雇用開発助成金（以下「特開金」）のメニューに65歳以上の高齢者を追加するほか、65歳以上の高齢者を試行的に雇用する事業主

に対する支援を実施

・特開金の支給期間の延長（1年→1年半）

・障害者専門支援員の拡充（227人→297人）

・介護人材確保職場定着支援助成金（介護業務未経験者を雇入れた事業主へ50万円助成）の創設

（cf安心実現のための緊急総合対策、予算規模14兆円程度）

13 生活対策における雇用対策（平成20年10月）

平成20年度第2次補正予算2,505億円、平成21年度予算（追加要求分）約300億円

⇒生活者の暮らしの安心

家計緊急支援対策

・雇用保険の保険料引下げ等に向けた取組（1.2→0.8%）

雇用セーフティネット強化対策

・年長フリーター支援のための特別奨励金の創設（中小企業100万円、大企業50万円）

・キャリアアップハローワークの増設（3→5か所）

・訓練期間中の生活保障給付の拡充（10→12万円等）

・中小企業緊急雇用安定助成金・雇用調整助成金の拡充（中小企業の助成率2/3→4/5）

・ふるさと雇用再生特別交付金の創設（2,500億円）

生活安心確保対策

・介護人材確保職場定着支援助成金の拡充（年長フリーター等の雇入れ50→100万円）

・介護労働者設備等整備モデル奨励金の創設（経費の1/2を助成）

・障害者雇用ファースト・ステップ奨励金の創設（障害者の初めての雇入れ100万円支給）

（cf生活対策、予算規模32兆円程度）

14 生活防衛のための緊急対策における雇用対策（平成20年12月）

平成20年度第2次補正予算1,542億円、平成21年度予算（追加要求分）約1,300億円

⇒雇用機会の確保と離職した人に対する住宅・生活支援

住宅・生活対策

・住宅の継続貸与と事業主への助成（月4～6万円、6か月まで）や住宅・生活支援の資金貸付（最大186万円）及び雇用促進住宅の最大限の活用

雇用維持対策

・雇用調整助成金等の拡充（大企業の助成率1/2→2/3）

・自社で働く派遣労働者を雇入れた事業主への奨励金の創設（中小企業100万円、大企業50万円）

再就職支援対策

・緊急雇用創出事業の創設（1,500億円）

・離職者訓練の実施規模の拡充等、安定雇用に向けた長期間訓練の実施（最長2年間）

内定取消し対策

雇用保険制度の機能強化

（cf生活防衛のための緊急対策、予算規模64兆円程度）

15 経済危機対策における雇用対策（平成21年4月）

平成21年度1次補正予算2兆5,128億円

⇒非正規労働者等に対する新たなセーフティネットの構築、雇用の維持、雇用機会の創出などの推進

雇用調整助成金の拡充等

・解雇等を行わない場合の助成率の上乗せ（中小企業4/5→9/10、大企業2/3→3/4）

・1年間の支給限度日数（200日）の撤廃

再就職支援・能力開発対策

・「緊急人材育成・就職支援基金」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援（訓練期間中の生活保障（月10～12万円の給付及び月8万円までの貸付）等）

・職業能力開発支援の拡充・強化

・障害者の雇用対策

・ハローワーク機能の抜本的強化等

雇用創出対策

・緊急雇用創出事業の積み増し等

派遣労働者保護対策、内定取消し対策、外国人労働者支援等

・派遣切り防止など労働者保護の強化等

・内定取消し対策等

・外国人労働者への支援

住宅・生活支援等

・雇用と住居を失った者に対して、住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費の貸付け等

（つなぎ資金（最大10万円）、生活費（最大1年間、月20万円以内）の貸付け、住宅手当（最大6か月間）の支給等）

16 緊急雇用対策（平成21年10月）

⇒「緊急的な支援措置」と「緊急雇用創出プログラム」

緊急的な支援措置

・貧困・困窮者（「ワンストップ・サービス」など支援体制の強化）、新卒者支援（「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の緊急配備）

・雇用維持の強化（雇用調整助成金の支給要件緩和等）

「緊急雇用創出プログラム」の推進

・介護施設等で働きながら、研修を受け資格取得（介護福祉士、ホームヘルパー2級）ができる仕組みを創設

・「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」の運用改善、「緊急雇用創出事業」の前倒し執行等

17 明日の安心と成長のための緊急経済対策における雇用対策（平成21年12月） 平成21年度2次補正予算5,984億円
⇒緊急対応策の強化、雇用戦略の推進 雇用調整助成金の要件緩和 ・「生産量要件」について、現行要件に加え、赤字企業については、企業規模にかかわらず、「前々年比10%以上減」の場合も支給対象 貧困・困窮者支援の強化 ・「フレストップ・サービス・デイ」の実施支援、ハローワークのワンストップ相談機能の充実（「住居・生活支援アドバイザー」を配置） ・「住宅手当」や、空き社員寮等の借上げによる「緊急一時宿泊施設」の設置等の継続的支援 新卒者支援の強化 ・「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の更なる緊急増員 ・未就職卒業生を体験雇用する事業主を支援する「新卒者体験雇用事業」の創設 重点分野における雇用の創出 ・介護、医療、農林、環境・エネルギー等の分野における新たな雇用機会の創出、地域ニーズに応じた人材育成を推進
18 新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策（平成22年9月） 平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費（雇用関連・厚労省分）1,176億円
⇒円高、デフレ状況に対する緊急的な対応（ステップ1） 新卒者雇用に関する緊急対策 ・「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」、「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」 ・高卒・大卒就職ジョブサポーターの倍増配置（928人→1,753人） ・全道道府県労働局に新卒者専門の「新卒応援ハローワーク」を設置 ・「青少年雇用機会確保指針」を改正し、「卒業後3年間は新卒扱い」を盛り込む 雇用創出・人材育成の支援 ・パーソナル・サポート・モデル事業の実施 ・重点分野雇用創出事業の拡充（1,000億円）
19 円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策（平成22年10月） 平成22年度補正予算（雇用関連・厚労省分）3,170億円
⇒景気・雇用動向を踏まえた機動的な対応（ステップ2） 新卒者・若年者支援の強化 ・「ジョブサポーター」の増員（1,753人→2,009人） ・若年者等正規雇用化特別奨励金の拡充（25歳未満にも対象を拡大） 雇用調整助成金等による雇用下支えと生活支援 ・雇用調整助成金の要件緩和（制度見直し） ・「住まい対策」の拡充（住宅手当の支給など）を23年度末まで延長（制度見直し） 雇用創出・人材育成 ・重点分野雇用創出事業を拡充（1,000億円） ・緊急人材育成支援事業の延長等（1,013億円） ・成長分野等人材育成支援事業の実施（500億円）
20 厳しい経済環境下における雇用・労働政策の推進（平成23年度予算での対応） 平成23年度予算（雇用関連・厚労省分）2,547億円
⇒「雇用戦略・基本方針2011」を踏まえた本格的な「雇用・人材戦略」の推進（ステップ3） 雇用を「つなぐ」「創る」「守る」の3本柱 雇用を「つなぐ」 ・新卒者等雇用対策の推進（110億円） ・トランポリン型セーフティネットの確立 求職者支援制度の創設（775億円） パーソナル・サポートなどの推進 雇用を「創る」 ・経済対策で拡充した重点分野雇用創出事業や、新設した成長分野等人材育成支援事業の効果的な実施 雇用を「守る」 ・雇用調整助成金の活用
21 東日本大震災の被災者の就労支援、雇用創出のための「『日本はひとつ』しごとプロジェクト」
⇒東日本大震災の被災者の就労支援や雇用創出の促進 フェーズ1（4月5日取りまとめ 予算措置のない緊急総合対策） 復旧事業等による確実な雇用創出 ・重点分野雇用創出事業の拡充（「震災対応分野」を追加、雇用期間の1年制限を廃止） ・緊急雇用創出事業雇用期間の拡充（雇用期間の1年制限を廃止） 被災した方々としごととのマッチング体制の強化 ・「日本はひとつ」しごと協議会の創設 被災した方々の雇用の維持・確保 ・雇用調整助成金の拡充（制度見直し） フェーズ2（4月27日取りまとめ 第一次補正予算等を踏まえた対応。雇用関連・厚労省分1兆2,277億円） 復旧事業等による確実な雇用創出 ・雇用創出基金事業の拡充（500億円） 被災した方々の新たな就職に向けた支援 ・被災した方を雇い入れる企業への助成の拡充 ・避難所への出張相談と被災者のニーズに対応した求人開拓 被災した方々の雇用の維持・生活の安定 ・雇用調整助成金の拡充（7,269億円） ・雇用保険の延長給付の拡充（2,941億円） フェーズ3（10月25日取りまとめ 第三次補正予算等を踏まえた対応。雇用関連・厚労省分3,923億円） 産業振興と雇用対策の一体的支援 ・「事業復興型雇用創出事業」、「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」の創設（1,510億円） ・震災等緊急雇用対応事業の実施（2,000億円） 復興を支える人材育成・安定した就職に向けた支援等 ・被災地のニーズ等に対応した公的職業訓練の訓練規模等の拡充（151億円） ・新卒者就職実現プロジェクト事業の被災者特例の延長等や、ジョブサポーターの増員等による新卒者支援の更なる強化（237億円） ・雇用保険の給付の延長（制度見直し）
22 円高への総合的対応策～リスクに強靱な社会の構築を目指して～（平成23年10月） 平成23年度第3次補正予算3,925億円
⇒急速な円高の進行による景気下振れリスクや産業空洞化リスクに先手を打った対応 震災及び円高の影響による失業者の雇用機会創出への支援 ・重点分野雇用創出事業の基金を2,000億円積み増し、拡充した事業の対象期間を平成25年度末まで延長 震災や円高の影響を受けた者への就職支援 ・雇用調整助成金等の拡充（制度見直し） ・新卒者等の就職支援 ・「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」、「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」の実施期間延長 ジョブサポーターの増員（2,103人→2,203人） 職業訓練の拡充等 ・公的職業訓練の拡充（制度見直し） ・成長分野等人材育成支援事業の拡充（制度見直し）

23 日本再生加速プログラム～経済の再生と被災地の復興のために～（平成24年11月） 経済危機対応・地域活性化予備費等の活用（雇用関連分：厚労省）
<p>⇒景気悪化懸念に対応し、日本再生と復興を加速</p> <p>第1弾（平成24年10月26日の閣議決定と合わせて実施） 成長分野における非正規雇用労働者も含めた人材のキャリアアップ支援 ・日本再生人材育成支援事業の創設（緊急人材育成・就職支援基金の活用）（制度要求）</p> <p>第2弾（平成24年11月30日閣議決定） 雇用情勢への的確な対応 ・重点分野雇用創出事業の拡充（800億円）</p>
24 日本経済再生のための緊急経済対策（平成25年1月） 平成24年度補正予算（雇用関連分：厚労省）2,100億円
<p>⇒日本経済再生に向けた取組の第1弾</p> <p>被災者の一時的な雇用の確保 ・震災等緊急雇用対応事業の拡充・延長（500億円）</p> <p>被災地での安定的な雇用の創出 ・事業復興型雇用創出事業の延長（制度要求）</p> <p>若年者への人材育成の推進 ・若者育成支援事業の創設（600億円）</p> <p>地域の雇用創出 ・起業支援型地域雇用創出事業の創設（1,000億円）</p> <p>成長分野における雇用創出 ・日本再生人材育成支援事業の延長・拡充（制度要求）</p> <p>労働移動支援助成金の拡充（制度要求）</p>
25 好循環実現のための経済対策（25年12月） 平成25年度補正予算（雇用関連分：厚労省）
<p>⇒デフレ脱却と経済再生への道筋を確かなものに</p> <p>競争力強化策 ・失業なき労働移動の促進（4億円）</p> <p>女性・若者・高齢者・障害者向け施策 ・地域人づくり事業の創設（1,020億円） ・短期集中特別訓練事業の実施等（278億円） ・民間人材ビジネスの活用による労働市場の機能強化（50億円） ・若者育成支援事業の推進（35億円）</p> <p>復興、防災・安全対策の加速 ・産業政策と一体となった被災地の雇用支援等（448億円）</p>
26 地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策（26年12月） 平成26年度補正予算（雇用関連分：厚労省）
<p>⇒経済の脆弱な部分に的を絞ったスピード感ある対応</p> <p>「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に含まれる施策の先行的実施 ・地域しごと支援事業の実施 （地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）（内閣官房・内閣府）1,700億円の内数）</p>
27 一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策（27年11月） 平成27年度補正予算（雇用関連分：厚労省）
<p>⇒包摂と多様性がもたらす持続的な成長、最重要課題への対応による好循環の強化</p> <p>結婚・子育ての希望実現の基盤となる若者の雇用安定・待遇改善 ・三年以内既卒者等採用定着奨励金の創設（制度要求） ・非正規雇用労働者の正社員転換等の推進（制度要求）</p>
28 未来への投資を実現する経済対策（28年8月） 平成28年度第2次補正予算（雇用関連分：厚労省）
<p>⇒民需主導の持続的な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現</p> <p>一億総活躍社会の実現の加速 ・保育関連事業主に対する職場定着支援助成金の拡充（制度要求） ・生活保護受給者等を雇い入れる事業主への助成措置の創設（制度要求） ・65歳超雇用推進助成金の創設（6.8億円）</p> <p>英国のEU離脱に伴うリスクへの対応や中小企業、地方等の支援 ・成長企業等への円滑な労働移動のための支援の強化（制度要求） ・地域における良質な雇用の創出等（30億円）</p> <p>熊本地震や東日本大震災からの復興や防災対応の強化などの加速 ・地域雇用開発奨励金の拡充（制度要求）</p>